

# 部活動の運営方針

令和5年4月

神栖市立神栖第二中学校 校長 谷田川 浩之

## 1 はじめに

神栖第二中学校では、生徒が自分のよさや可能性を伸ばし、未来に夢を抱きながら、郷土を愛し、社会に貢献できる人材を育成するため、「進取果敢 ～Challenge 新たな挑戦～」を教育スローガンとして学校の教育活動に取り組んでいます。

特に、部活動では、技術面、礼儀正しさ、規範意識、粘り強くやり抜く力、相手を思いやる心、感謝の心を育てています。また、授業で学んだ内容を活用する力、自分達で目標や課題を設定し計画を立て、見通しをもちながら自主的に活動し振り返る力を育てています。

さらに、話し合ったり協力したりすることで思考力や判断力、表現力、コミュニケーション力、チームワークを育みます。また同学年や異学年との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等とが互いに尊重し合い、認め合い・支え合える絆づくりの経験を重ねて、学校生活を豊かにし、学ぶ意欲の向上を図っています。

部活動を通して、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化・科学に親しみ、豊かな人生を送るための素地をつくります。そして、自分を支えてくれる家族や応援してくれる友達や先生方への感謝の心を育てるとともに、やがては周りの人を支えられる人に成長し、感謝される人になって欲しいという願いをもち指導をしています。

これからも、下記の教育目標及び目指す生徒像が実現できるように学校の教育活動を充実させるとともに生徒達が楽しみにする部活動の運営のために、指導体制の整備を図ってまいります。

**教育目標：**「自立・協働・貢献～一人一人が輝く人間性豊かな生徒の育成～」

**目指す生徒像：**

- ① 主体的に学び、考え、説明できる生徒
- ② 思いやりと感謝の心を大切にする生徒
- ③ 自分の健やかな成長を実感できる生徒

## 2 部活動の位置付け

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）には、「部活動は、学校教育活動の一環として、教育課程と関連させながら、教育の効果を高めるために行う。」と位置付けられている。

## 3 部活動の意義

- (1) 学校の教育目標の達成のために、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行う。また、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感、互いに認め合い協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に効果が期待される。
- (2) 部活動は、生徒が自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容を活用したり、振り返ることで、改めてその大切さを認識できるようにする。
- (3) 部活動の運営では、地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、市体育館や小学校の体育館、地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの工夫を行う。

## 4 部活動の種類

野球部、サッカー部、テニス部、柔道部、剣道部、卓球部、バレーボール部、バスケットボール部、吹奏楽部、美術部、パソコン部、家庭部、科学部とする。

部活動の種類については、生徒・保護者の要望及び教職員の人数や専門性、活動場所の確保等の状況を鑑みて変更する。

## 5 「部活動の運営方針」策定の趣旨

神栖第二中学校の「部活動の運営方針」は、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や「茨城県運動部活動の運営方針（改訂版）」、「神栖市部活動の運営方針（令和5年2月改訂版）」、「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」（以下、「県運営方針」、「市運営方針」、「県地域クラブ活動ガイドライン」）に則り、全ての生徒にとって望ましい部活動を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。また、生徒の健全な成長を支えこれまで以上の成果が上がることを期待して定めることとする。

○ 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。

○ 少子化に伴う学校の小規模化等により、チームが組めない、生徒の希望する部活動がない事例や、指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例が増加している。また、勝利至上主義への傾倒や専門指導者の不在などを背景に、適切な休養を度外視した活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができなくなるといった事例も報告されている。

○ 部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって、勤務時間外の指導は自発的な

業務とされており、休日の指導により休養を十分にとることができない状況も見られる。部活動は、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として、休養はもとより、授業準備等の本務に十分な時間を割り当てられない状況が生じており、もはや学校だけで背負うことは限界に来ていると言わざるを得ない現状がある。

- 今日まで続くこれらの状況を改善するには、部活動改革を含む学校の働き方改革が不可欠である。部活動改革を推進することは、生徒の心身の健全育成はもとより、少子化などにより活動が継続できなくなる問題の解消や、専門的な知識や技術を有する指導者による質の高い指導の提供にもつながる。

## 6 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

### (1) 適切な休養日等の設定

#### ア 活動時間の上限の遵守

- 1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。
- 学校閉庁日は休養日として活動を行わない。1日の活動時間は、平日**2時間上限**、休日は**3時間上限**、**週11時間上限**とする。
- 校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。
- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上記のとおり活動時間を設定する。

#### イ 朝の活動の原則禁止

- 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。
- 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。
- ※ 例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

#### ウ 休養日の設定

- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えてい場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

#### エ 休養の必要性の啓発

- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。
- 県の中体連・高体連等は、顧問が競技等の専門性を有しない学校部活動に対して、競技等ごとに、競技等の特性に応じた休養の目安等を含む適切な運営方法について指針を作成し提示するとともに、顧問を対象とした研修を継続的に実施する。

### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

#### ア 大会参加数の精選

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

#### イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

#### ウ 宿泊を伴う遠征について

部活動単位で宿泊を伴う遠征については、下記の内容を満たすもののみ許可する。

- ① 遠征範囲は、関東及び近県とする。
- ② 宿泊日数は、2泊までとする。女子の部活動においては、女性教員等の引率をつけるなどの配慮をすること。

- ③ 保護者の同意を得ること。また、生徒の参加の強制はしない。

## 7 適切な運営のための体制整備

### (1) 望ましい運営体制の構築等

#### ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。
- 校長は、地域のスポーツクラブ、文化、科学の団体が学校の施設、備品、ユニホーム等を活用したいと申請があった場合は、神栖市教育委員会と協議しこれを許可する。

#### イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連・高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 校長は、全保護者に対し、PTA・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。

#### ウ 部顧問の委嘱等

- 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をおし、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### ア リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。  
また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

#### イ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。
- 校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。  
やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

#### ウ 新型コロナウイルス感染症対策について

- 各競技団体や文化芸術団体等が作成するガイドライン及び別途通知が発出されている場合は、その通知内容を踏まえた取組を実施する。
- 生徒に風邪等の症状が見られる場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 別に国や県からの通知等により、活動の制限を求められる場合はこれに従う。

#### エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

#### ア 方針等の策定

- 校長は、「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。

- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。
- イ 活動状況の検証とフォローアップ
- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

## 8 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

#### ア 多様な志向への対応例

- 校長及び部顧問は、生徒が複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

#### イ 誰もが参加できる活動の工夫

- 校長及び部顧問は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

### (2) 地域移行の推進

#### ア 部活動時間の縮減等

- 校長は、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
- 校長及び部顧問は、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

#### イ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 学校は、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に可能な範囲で協力する。

## 9 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

### (1) 複数顧問制の推進等

#### ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

#### イ 休養日の振替の徹底

- 校長及び部顧問は、「6－(1)適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。

## 10 部活動の指導者の条件

### (1) 明確な指導理念をもつ。

生徒に何を身に付けさせたいか、何をできるようにさせたいか、その為の具体的な手立てや指導の柱となる考え方や指導方針を明確にもつ。競技や教科等の専門の知識を十分身に付ける。

### (2) 生徒及び保護者から信頼される指導者である。

指導者が生徒の模範となり、挨拶やルール・マナーなどを守ろうとする規範意識や社会性及び思いやりや感謝の心など豊かな心を育成し、人格の完成を目指す。

### (3) 常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える。

生徒の安全を最優先した活動計画を立て、生徒の心身の健康状態に応じた適切な指導をする。

### (4) 生徒と共に学び、生徒から学ぶ気持ちを大切にする。

### (5) 生徒の人権を大切にし、気持ちを理解する。暴言や体罰は、犯罪である。

指導者の価値観だけを生徒に押し付けない。心の温かさが伝わる指導をする。

練習試合などにおいて、「できなかったこと」＝「悪いこと」のように評価し、生徒の人格までも否定するような指導をしない。極端に勝利至上主義に偏らない指導をする。

### (6) 生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る。

### (7) 学校生活を大切にす姿勢をもつ。勉強と部活動の両立ができる活動計画を立てる。

### (8) 先輩の教師や指導者・同僚教師から学ぶ真摯な姿勢をもつ。

### (9) 結果が出ないことを生徒の責任にしない。結果ではなく、経過を重視する。

### (10) 生徒が自分達で話し合っ課題を解決できる指導をする。

### (11) 常に生徒に、ねぎらい、称賛、感謝の言葉をかける。

## 11 外部指導者の資格

外部指導者は、生徒や保護者の意見を十分に考慮し、保護者の総意にしたがって、中体連の「外部指導者の規程」等を参考にし、校長が人格、指導面について優れており、学校の教育指導方針及び部活動の運営方針を十分理解し実践できると認められた者を承認する。

外部指導者は、服務として校長の監督を受ける。生徒の人格を傷つける言動や体罰、保護者等の信頼を損なうような行為、暴力・セクハラ・パワハラ、社会人としての法令違反その他の外部指導者としての適格性や学校教育上ふさわしくない行為がある場合は、校長は解任することができる。

【外部指導者の条件と確認事項】

- (1) 学校教育活動における指導者として部活動の指導に携わっていることを再確認し、学校の教職員と同じように指導に当たる。
- (2) 生徒の保護者と直接連絡を取ることはせず、顧問と報告・連絡・相談を必ず行う。
- (3) 生徒の立場にたって考える姿勢を持つ。
- (4) 生徒の個人情報の保護に配慮する。
- (5) その場の感情的な指導をしない。
- (6) 体罰やセクシャルハラスメントなどの行為が生徒の心に深い傷を残すこと、学校の信頼に深く関わっていることを理解する。

**【禁止事項】**

- (1) 思い込みや自分の考えだけで指導したり、練習日・練習時間・練習メニュー等を独自の判断で変えたり、顧問との相談なしに練習試合や大会を組むこと。
- (2) 部活動以外の時間に生徒を指導したり、生徒を校外に連れ出すこと。
- (3) 威圧や腕力で言うことを聞かせようとする事。